

大気汚染防止法等の一部改正について

(令和2年6月5日公布、令和3年4月1日施行) (1/3)



The Knights

大気汚染防止法等の一部が改正されました。

石綿含有建材の規制拡大、解体等工事前の建築物等への石綿含有建材使用有無の見落とし防止のため、事前調査の法定化と都道府県等への結果報告の義務付け、また、除去等作業時の石綿含有建材の取り残しを防止するために、一定の知見を有する者による作業終了確認、作業基準遵守徹底のための直接罰の創設等、対策が強化されました。

主な改正点詳細は以下の通りです。※一部内容は施行期日が異なります。

① 規制対象(特定建築材料)の拡大、作業基準の追加

石綿含有成形板等(以下、レベル3建材)も規制対象に追加されました。これにより全ての石綿含有建材について、除去等作業における作業基準等の遵守が義務化されることとなります。ただし、レベル3建材は解体等作業内容の届出対象にはなりません。

また、仕上げ塗材およびケイ酸カルシウム板第1種について、以下のような除去方法においては、湿潤な状態にすることに加えて負圧までは求めない隔離養生を行うことが義務付けされました。

建材の種類	除去方法
仕上げ塗材※1	吹き付けられているかどうかに関わらず、グラインダー等の電動工具を用いて仕上げ塗材を除去する作業
ケイ酸カルシウム板第1種※2	やむを得ず破砕する場合

※1…石綿含有吹き付けパーライト、石綿含有吹き付けバーミキュライト等は、引き続き吹き付け石綿等(いわゆるレベル1建材)として取り扱う

※2…レベル3建材は破砕を行わずに除去することを原則とする

② 事前調査の信頼性の確保(調査の方法、調査結果の報告、調査を行う者等)

全ての解体等工事において、事前調査の実施と一定期間記録の保管が義務化され(平成18年9月1日以降の着工は設計図書等で確認)、以下の基準に該当するような一定規模以上等の建築物等の解体等工事については、石綿含有建材の有無にかかわらず調査結果を都道府県等へ電子媒体で報告することが義務付けされました。

(令和4年4月1日施行)

○報告が義務付けられる建築物等の基準規模

- ・解体工事部分の床面積の合計が80㎡以上の建築物の解体工事
- ・請負金額が100万円以上である特定の工作物※3の解体工事
- ・請負金額が100万円以上である建築物又は特定の工作物※3の改修工事


※3…反応槽、加熱炉、ボイラー・圧力容器、配管設備、焼却設備、煙突など、石綿等が使用されている可能性が高い工作物

大気汚染防止法等の一部改正について

(令和2年6月5日公布、令和3年4月1日施行) (2/3)



また、一定の知見を有する者による調査が義務となります(令和5年10月1日施行)。

 施行後に建築物の調査を行う者の種類と調査対象は以下の通りです。

種類	対象
特定建築物石綿含有建材調査者	一戸建て住宅等含めた建築物
一般建築物石綿含有建材調査者 (改正前：建築物石綿含有建材調査者)	
上記2種類の調査者と同等以上の能力を有すると認められる者	
一戸建て等石綿含有建材調査者	一戸建て住宅等

③ 特定粉じん排出等作業中における石綿漏えいの有無確認追加

特定粉じん排出等作業中(吹き付け石綿、その他石綿を含有する建築材料)の石綿漏えい有無を確認するため、作業基準に以下のような集じん・排気装置や負圧の点検措置が追加されました。

- ・作業開始前に、集じん・排気装置が使用場所において正常に稼働するかを点検
- ・初めて作業を行う場合の作業開始後の点検に加え、集じん・排気装置の設置場所を変更した場合その他集じん・排気装置に何らかの変更を加えた場合は、排気口からの石綿等の漏えいの有無を点検
- ・作業開始前の点検に加え、作業を中断したときは、負圧に保たれているかを点検

④ 除去等作業終了時および隔離を解く際の確認措置の追加、不適切な作業の防止

特定工事において、特定建築材料を除去、囲い込み、封じ込める作業終了時(これら作業に隔離を要した場合は、隔離を解く前)に、これら作業が完了したことを、特定粉じんに関する知識を有する者によって目視確認することが義務付けされました。また、作業場の隔離を解く際、特定粉じんが飛散しないよう薬液等の散布、および清掃その他特定粉じんの処理を行った上で、大気中への特定粉じんの排出または飛散のおそれがないことを確認することが義務付けされました。

元請業者から発注者へは石綿含有建材除去等作業の結果報告、および、元請業者または下請負人へは作業と報告に関する記録の作成・3年間保存が義務付けされました。

⑤ 直接罰の創設

隔離等をせずに吹き付け石綿等の除去作業を行った場合等の直接罰が創設されました。また、下請負人においてもこの作業基準等遵守が義務付けされました。

直接罰の対象となる措置および方法の詳細は以下の通りとされ、併せて飛散のおそれのある囲い込み・封じ込めの作業時の飛散防止措置が作業基準に追加されました。

大気汚染防止法等の一部改正について

(令和2年6月5日公布、令和3年4月1日施行) (3/3)



The Knights

【被覆・固着】

○改正法第18条の19第2号の環境省令で定める方法は、特定建築材料の囲い込みまたは封じ込め(以下「囲い込み等」という)を行う方法とする。

- ・吹き付け石綿の囲い込み、石綿含有断熱材、保温材および耐火被覆材の囲い込み等(これらの建築材料の切断、破砕等を伴うものに限る)を行う場合
- ・吹き付け石綿の封じ込めを行う場合

⇒当該特定建築材料の囲い込み等を行う場所を他の場所から隔離し、囲い込み等を行う間、当該隔離した場所において、日本産業規格 Z8122 に定める HEPA フィルタを付けた集じん・排気装置を使用するものとする。

【囲い込み・封じ込めに関する作業基準】(現行の規則別表第7の4の項下欄)

- ・吹き付け石綿の囲い込み、石綿含有断熱材、保温材および耐火被覆材の囲い込み等(これらの建築材料の切断、破砕等を伴うものに限る)を行う場合
- ・吹き付け石綿の封じ込めを行う場合

⇒これらの建築材料をかき落とし、切断または破砕の方法で除去する作業に係る作業基準(現行の規則別表第7の1の項下欄イからチまでに掲げる事項)を遵守すること。

【集じん・排気装置】

○改正法第18条の19第1号口の環境省令で定める集じん・排気装置は、日本産業規格 Z8122 に定める HEPA フィルタを付けたものとする。

【隔離等に準ずる方法】

○改正法第18条の19第1号ハの環境省令で定める方法は、同号口と同等以上の効果を有する方法とする。

⑥ その他

都道府県等による立入検査対象の拡大、災害時に備えた建築物等の石綿含有建材使用有無の把握の後押しをする国、地方公共団体の責務の創設等。

当社では特定建築物石綿含有建材調査者による事前調査及び試料採取、(一社)日本環境測定分析協会における「建材中のアスベスト分析技能試験」合格者、及び、(公社)日本作業環境測定協会主催「石綿分析技術の評価事業」Aランク取得技術者による分析対応をしております。

詳しくは、当社 **研究開発部 守屋、杉田** (フリーダイヤル: 0120-01-2590
内線: 378、401) までお気軽にお問い合わせ下さい。

- | | |
|---------------------|----------------------|
| ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | ⑤アスベスト分析 |
| ②ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | ⑥絶縁油中のPCB分析 |
| ③水道法第20条に基づく水質検査 | ⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| ④製品開発・品質管理に伴う化学分析 | ⑧土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |